

令和8年度群馬県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(イノシシ)

1 背景及び目的

群馬県におけるイノシシによる農林業被害額は約45百万円(R6)に上り深刻な影響を及ぼしている。また、生息域が平坦地域に拡大する中で、山間部からの出没に加え、河川敷を移動し市街地に出没することも増えており、人身被害や車との衝突など、生活環境被害の増加が懸念される。

本県においては、令和2年3月に第三期のイノシシ適正管理計画(第二種特定鳥獣管理計画)を策定し、重点的に捕獲に取り組んできた。その結果、推定生息頭数は、平成24年度をピークに減少傾向となり、令和4年度には、平成25年度の推定生息頭数の半減を達成した。しかし、令和2年9月に県内の養豚場で豚熱(CSF)が発生して以来、令和7年10月末までに計14例の豚熱が発生しており、野生イノシシにおける豚熱対策の必要性は大きい状態が続いている。また、イノシシの高い繁殖力を考慮すると現状の捕獲強化を維持する必要があることから、令和7年3月策定の第四期計画では、生息域の拡大防止と生息密度の低下を目指すため令和7年度から令和11年度の捕獲目標頭数を5,000頭に設定している。

指定管理鳥獣捕獲等事業を活用して、鳥獣保護区等であるため十分な捕獲等が行われていない地区について、豚熱対策としての野生イノシシの捕獲強化をシカの捕獲に合わせて実施し、狩猟や許可捕獲に上積みすることで、県全体の捕獲目標の達成を目指す。

2 対象鳥獣の種類

イノシシ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
赤城地区	令和8年4月18日～令和9年3月18日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和8年4月18日～令和9年3月18日
神津地区	令和8年4月18日～令和9年3月18日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和8年4月18日～令和9年3月18日
尾瀬地区	令和8年4月1日～令和9年5月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和8年4月1日～令和9年5月31日
秋畑地区	令和8年4月18日～令和9年3月18日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和8年4月18日～令和9年3月18日
吾妻山地区	令和8年4月18日～令和9年3月18日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和8年4月18日～令和9年3月18日
尾瀬ヶ原地区 (環境省実施)	令和8年5月1日～令和8年11月30日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和8年5月1日～令和8年11月30日

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
赤城地区	前橋市富士見町 渋川市赤城町	多くが鳥獣保護区及び県立公園内であり、また高標高地域のため、十分な捕獲等が行われていない。豚熱対策としての野生イノシシの捕獲強化をシカの捕獲に合わせて実施する。	赤城山鳥獣保護区 赤城山鳥獣保護区特別保護地区 県立赤城森林公園
	前橋市東大河原地区	鳥獣保護区であるため十分な捕獲等が行われていない。豚熱対策としての野生イノシシの捕獲強化をシカの捕獲に合わせて実施する。	東大河原鳥獣保護区
神津地区	下仁田町神津 牧場周辺	多くが鳥獣保護区であり、高標高地域かつ集落から遠隔地であることから、十分な捕獲等が行われていない。豚熱対策としての野生イノシシの捕獲強化をシカの捕獲に合わせて実施する。	妙義荒船佐久高原国定公園 神津鳥獣保護区 神津東部狩猟鳥獣捕獲禁止区域(ニホンジカ及びイノシシ以外) 町による捕獲事業の実施区域
尾瀬地区	片品村丸沼及び戸倉	一部は鳥獣保護区であり、高標高地域かつ集落から遠隔地であることから、十分な捕獲等が行われていない。豚熱対策としての野生イノシシの捕獲強化をシカの捕獲に合わせて実施する。	尾瀬国立公園 日光国立公園 丸沼菅沼鳥獣保護区
秋畑地区	甘楽郡甘楽町	鳥獣保護区であるため十分な捕獲等が行われていない。豚熱対策としての野生イノシシの捕獲強化をシカの捕獲に合わせて実施する。	秋畑鳥獣保護区 町による捕獲事業の実施区域
吾妻山地区	桐生市平井町	鳥獣保護区であるため十分な捕獲等が行われていない。豚熱対策としての野生イノシシの捕獲強化をシカの捕獲に合わせて実施する。	吾妻山南面鳥獣保護区 市による捕獲事業の実施区域
尾瀬ヶ原地区 (環境省実施)	片品村戸倉	尾瀬ヶ原の湿原及び尾瀬沼を含めた尾瀬全体の植生の荒廃を防ぐため、主に尾瀬ヶ原・尾瀬沼での捕獲を実施し、尾瀬からのイノシシの排除を目指す。	尾瀬国立公園 尾瀬鳥獣保護区

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標	
赤城地区	捕獲目標頭数	15頭
神津地区		10頭
尾瀬地区		10頭

秋畑地区	10頭
吾妻山地区	10頭
尾瀬ヶ原地区	10頭
計	65頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
赤城地区	わな猟(くくりわな等) 銃猟(小規模巻き狩り、忍び猟) 銃猟においては非鉛製銃弾を使用	くくりわなは20基・9日間程度 銃猟 計1回程度
神津地区	わな猟(くくりわな等) 銃猟(忍び猟) 銃猟においては可能な限り非鉛製銃弾の使用に努める。ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒防止のため捕獲個体の適切な処理に努めることとする。	くくりわなは8基・8日間程度 銃猟 計1回程度
尾瀬地区	わな猟(くくりわな等) 銃猟(巻き狩り、忍び猟) 銃猟においては可能な限り非鉛製銃弾の使用に努める。ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒防止のため捕獲個体の適切な処理に努めることとする。	くくりわなは6基・3日間程度 銃猟 計1回程度
秋畑地区	わな猟(くくりわな等) 銃猟(巻き狩り) 銃器を使用する場合は可能な限り非鉛製銃弾の使用に努める。ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒防止のため捕獲個体の適切な処理に努めることとする。	くくりわなは13基・6日間程度
吾妻山地区	わな猟(くくりわな等) 銃器を使用する場合は可能な限り非鉛製銃弾の使用に努める。ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒防止のため捕獲個体の適切な処理に努めることとする。	くくりわなは10基・10日間程度
尾瀬ヶ原地区 (環境省実施)	銃猟(忍び猟及び待機射撃) わな猟(くくりわな等) 銃猟においては非鉛製銃弾を使用 湿原等見通しが良い場所において銃猟を行う際、近接すると逃げられてしまう場合において、周囲の状況に十分な注意を払い、ライフル銃を用いて遠距離射撃を行う。	くくりわなは5基・25日間程度 忍び猟及び待機射撃 250人日(5人×50日)程度

②作業手順

<関係者との調整>

関係地方公共団体との調整や利害関係人から意見の聴取を行い、実施区域内における関係機関(猟友会、土地所有者、地元区等)に対しては、説明会等で調整し合意形成を図る。

<捕獲等の実施>

本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に事業を委託し、捕獲等を実施する。
わな猟にあっては、毎日の見回りにより安全に止めさしを実施する。

<安全管理>

受託者が下記安全管理を講じるよう適切に監督する。

- ①安全教育、訓練等の実施
- ②安全管理体制の構築
- ③安全管理体制の実施(第三者及び従事者)

<捕獲等をした個体の回収・処分方法>

清掃センターに運搬し焼却、または現地での埋却等適切に処分する。

<錯誤捕獲の対応>

ツキノワグマ等が錯誤捕獲されたときは、原則として麻酔銃等を扱える専門家の協力を得て放獣することとする。

<豚熱(CSF)等防疫措置>

「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」に準じて防疫措置を行う。

<捕獲情報の収集及び評価>

受託者から、捕獲数(雌雄別)、捕獲場所、捕獲個体のサイズ等を収集し、併せて捕獲個体から生態調査用の検体採取を行う。

(2)捕獲した個体の放置に関する事項

実施しない

(3)夜間銃猟に関する事項

実施しない

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

<実施主体>

群馬県(尾瀬ヶ原地区以外)及び環境省関東地方環境事務所(尾瀬ヶ原地区)

<実施方法>

委託

<委託の範囲>

指定管理鳥獣の捕獲、生息状況等の調査

<想定される委託先>

認定鳥獣捕獲等事業者

生息状況の調査及び捕獲情報等の収集・整理・検討については、専門的な知見を有する者

<事業の評価機関>

群馬県野生動物対策科学評価委員会

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1)住民等の安全確保のために必要な事項

- ・事業実施前に十分な周知を行い、事故等の発生が無いように万全を期す。
- ・事業実施区域周辺に注意看板等を設置し、山菜採りや登山、ハイキング等で入山した方々の安全を確保する
- ・散策コース等、地元住民以外が入林する可能性が高い場合は、わなの設置を避ける等の配慮を行う。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

捕獲個体の止めさしにおいて銃器を用いる場合は、発砲回数を最小限にとどめ静穏の保持に配慮する。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

特になし

(2) 事業において配慮すべき事項

・埋却処分等を行う場合は、水質等への影響の無いよう配慮する。
・捕獲情報や作業記録等の情報収集をし、分析、評価を行い次年度以降の実施計画に反映させ、効率的な捕獲につなげる

(3) 地域社会への配慮

・わなを設置する際に、標識を見やすい位置に表示するなど、入山者への被害防止を徹底する。